

## 第8章

---

# 日 本

有事関連法制、イラク復興支援、大量破壊兵器への対処

日本では、有事法制、すなわち、日本が外部からの武力攻撃を受けた際の対処に関する法制度の不備を補うことが課題となっていた。2003年、国会はいわゆる武力攻撃事態対処関連3法を成立させた。北朝鮮問題や米国同時多発テロ事件に代表される安全保障環境の変化の中、これにより、政府全体としての緊急事態への対処に関する枠組などが整備されることとなった。

日本において有事法制の整備が進められる中で発生したのが、大量破壊兵器（WMD）拡散問題に端を発する米英によるイラクへの武力行使である。フセイン政権崩壊後、イラク復興に向けた国際社会の支援が求められ、日本も自衛隊の派遣を含めた積極的な取り組みを行っていくこととなった。日本は憲法上の制約から、国際協力のためであっても、武力の行使を目的に自衛隊を海外に派遣することはできないが、自衛隊による国際活動が今後ますます求められることが考えられる。

こうした支援活動と並んで、日本が対応すべき問題にWMDの拡散がある。とりわけ北朝鮮のWMDと弾道ミサイルは大きな脅威となっている。WMDおよびミサイルの脅威に対しては、軍備管理・軍縮や拡散防止にかかわる外交的施策、米国が日本に提供している報復的抑止力への依拠、ミサイル防衛など防御手段の整備などの施策が考えられる。これら3つの施策には、それぞれほかの施策によって代替できない利点が見受けられることから、WMDとミサイルの脅威に対処するためには、これらの利点を総合的に活用した政策を打ち出すことが重要であろう。

また、WMDおよびミサイルの脅威に対する第4の施策として、ミサイル発射基地など策源地に対する攻撃もある。わが国に対し弾道ミサイルによる武力攻撃が着手されていれば、わが国に現実の被害が発生していない時点であっても、ほかにこの脅威を排除する手段を有していない場合、わが国が自衛権を発動し、敵のミサイル基地を攻撃することは法理的には可能である。しかしながら、このようなケースについては、いかなる状況・時点で相手側がミサイル攻撃に着手したかを判断することは容易ではない。また日米共同防衛態勢の再調整のほか、ミサイル基地

に対する監視・情報収集能力の確保、さらにはそうした作戦行動を可能にする装備を保有しない限り、現実の施策とはなり得ない。一般論として、ミサイル基地に対する攻撃能力については、自衛のための必要最小限の防衛力という条件の下、そうした能力の意義と限界をめぐって、政治レベルで幅広い議論が行われることが重要であろう。

## 1 武力攻撃事態等への対処とイラク復興支援

### (1) 武力攻撃事態対処関連3法の成立

2003年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下、武力攻撃事態対処法）、「安全保障会議設置法の一部を改正する法律」（以下、安全保障会議設置法一部改正法）、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律」（以下、自衛隊法等一部改正法）の、いわゆる武力攻撃事態対処関連3法が国会において成立した。これらの政府原案は2002年4月に国会に提出されたが、衆議院の武力攻撃事態対処特別委員会における約67時間にわたる審議の末、継続審査の扱いとなった。その後、秋の臨時国会において政府原案に対する与党修正案が提示されたが、再び継続審査の扱いとして次回国会に持ち越されることとなった。審議が再開された2003年の国会で、5月15日に約9割の賛成多数により衆議院本会議を修正の上で通過し、6月6日、参議院本会議においても同様の賛成多数で武力攻撃事態対処関連3法が可決、成立したのである。

武力攻撃事態対処法は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態および武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国と地方公共団体などの責務、国民の協力そのほかの基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め、もってわが国の平和と独立ならびに国および国民の安全の確保に資することを目的とし

ている。安全保障会議設置法一部改正法は、事態対処にかかる安全保障会議の役割の明確化・強化のために、諮問事項の追加、議員に関する規定の整備、事態対処専門委員会の設置について安全保障会議設置法を一部改正するものである。自衛隊法等一部改正法は、自衛隊の行動を円滑にするために、防衛出動時における物資の収用等にかかる規定の整備、防衛出動下令前の防御施設構築の措置にかかる規定の新設、防衛出動時における自衛隊の緊急通行にかかる規定の新設、取扱物資の保管命

起立・賛成多数で武力攻撃事態対処関連法案を可決した衆院本会議

(共同通信)

令に従わなかった者等に対する罰則、防衛出動時等における関係法律の特例の整備などについて定めている。

このうち武力攻撃事態対処法は、国会審議の過程で与野党協議により修正された。その修正項目の主なものは、「武力攻撃事態」の定義、基本的人権の保障、国民への情報提供、武力攻撃事態等の認定、国会の議決による対処措置の終了、国民の保護のための法制などの個別の法制整備と法律の施行期日、国民の保護のための法制の整備、武力攻撃事態以外の緊急事態対処のための措置、緊急事態への対処に関する組織についての検討、である。安全保障会議設置法一部改正法、自衛隊法等一部改正法は政府原案どおり成立した。

有事関連法制の整備は今回成立した3つの法律で終わるわけではない。武力攻撃事態対処法第21条および第22条は、武力攻撃事態等への対処に際して、①国民の生命、身体および財産の保護、または国民生活および国民経済への影響を最小とするための措置、②自衛隊の行動を円滑かつ効果的にするための措置その他の武力攻撃事態等を終結させるための措置、③米軍の行動を円滑かつ効果的にするための措置、が適切かつ

効果的に実施されるよう、政府が個別の法制（事態対処法制）を整備すると定めている。2004年の国会においては、これらの措置に関する7つの法案（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案」、「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案」、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案」、「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案」、「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案」、「武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律案」、「自衛隊法の一部を改正する法律案」）と3つの条約（「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（仮称）」、「1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）（仮称）」、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（仮称）」）が提出されることになっている。

さらに、武力攻撃事態等以外への対処について武力攻撃事態対処法第25条は、武装した不審船の出現、大規模なテロリズムの発生等の国および国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態に迅速かつ的確に対処するために必要な施策を速やかに講じると定めている。そこでは具体的に、①情報の集約ならびに事態の分析および評価を行うための態勢の充実、②各種の事態に応じた対処方針の策定の準備、③警察、海上保安庁等と自衛隊の連携の強化が挙げられており、これらについての取り組みが現在進められている。

## （2）自衛隊の役割の拡大

そもそも、武力攻撃事態対処関連3法が成立する以前から、自衛隊法には防衛出動などの自衛隊の行動に関する規定が存在し、有事に対する対応の骨幹がすでに規定されていた。しかし、かかる法制はあくまで自衛隊の行動を中心とするものであり、政府や地方自治体などを含めた国

全体としての基本的な態勢について定めた枠組みは確立していなかった。自衛隊の行動に関する法制についての研究は、77年に福田赳夫首相（当時）の了承の下、三原朝雄防衛庁長官（当時）の指示によって、近い将来に国会提出を予定した立法準備ではないとの前提で開始された。この研究は、第1分類（防衛庁所管の法令）、第2分類（防衛庁所管以外の法令）、第3分類（所管省庁が明確でない事項に関する法令）の3つに分類して行われ、第1分類については81年に、第2分類については

東ティモールPKO要員として現地の人々とともに道路補修を行う陸上自衛隊員

84年に、問題点の概要が公表された。

他方、日本の防衛力整備が着実に進展する中で、冷戦の終結を契機として自衛隊の役割も拡大し、国際平和協力などへの政府全体としての対応の枠組みも少しずつ確立していった。こうした取り組みは、91年の湾岸戦争の後に本格化した。同戦争後、日本の船舶の安全を確保するために、海上自衛隊掃海部隊がペルシャ湾に派遣された。翌92年には、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国際平和協法力）」が成立した。同法の成立以来、自衛隊は、国連カンボジア暫定機構による国連平和維持活動（PKO）への参加（92年9月～93年9月）、国連モザンビーク活動によるPKOへの参加（93年5月～95年1月）、ルワンダ難民救援のための活動（94年9～12月）、ゴラン高原の国連兵力引き離し監視隊への要員・部隊の派遣（96年2月～）、東ティモール避難民救援空輸隊の派遣（99年11月～2000年2月）、アフガニスタン難民救援空輸隊の派遣（2001年10月）、国連東ティモール暫定行政機構・国連東ティモール支援団への施設群などの派遣（2002年3月～）を実施してきた。

さらに、90年代後半には日米同盟の見直し作業も行われた。96年4月の日米首脳会談では21世紀に向けた日米の協力関係を示した「日米安全保障共同宣言」が発表された。これを踏まえ、78年に作成された「日米防衛協力のための指針」（前指針）の見直しが行われ、97年には新たな「日米防衛協力のための指針」（指針）が策定された。指針の実効性を確保する施策として、99年から2000年にかけて、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（周辺事態安全確保法）」や「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（船舶検査活動法）」などが成立した。これらの施策を通じ、日本の周辺地域において日本の平和と安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）における、日米安全保障体制の信頼性が向上した。このように、自衛隊の活動に関する法制は着実に整備されていった。

### （3）米国同時多発テロ事件とその後の取り組み

2001年に米国同時多発テロ事件が発生し、国際環境は再び大きく変わった。同事件後、国際テロに対応するための国際協調体制が成立し、日本も国際協調のための貢献の在り方について再び検討することが必要となった。そこで、わが国が国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与し、国際社会の平和および安全の確保に資する目的をもって、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（テロ対策特措法）」が成立した。同法に基づき、海上自衛隊の艦艇によるインド洋における米国など10カ国の艦艇に対する給油活動、航空自衛隊の輸送機による米軍の物資などの輸送などが行われている。また、テロに対する備えに万全を期するため、国内にある自衛隊の施設ならびに在日米軍の施設および区域の警護のため自衛隊の部隊などの出動を可能とするとともに、国内の自衛隊の施設や米軍の施設および区域の警護、通

常時からの自衛隊の施設の警護、不審船および武装工作員などへのより適切な対処ができるようにするため、テロ対策特措法の成立と同時に自衛隊法の改正も行われた。

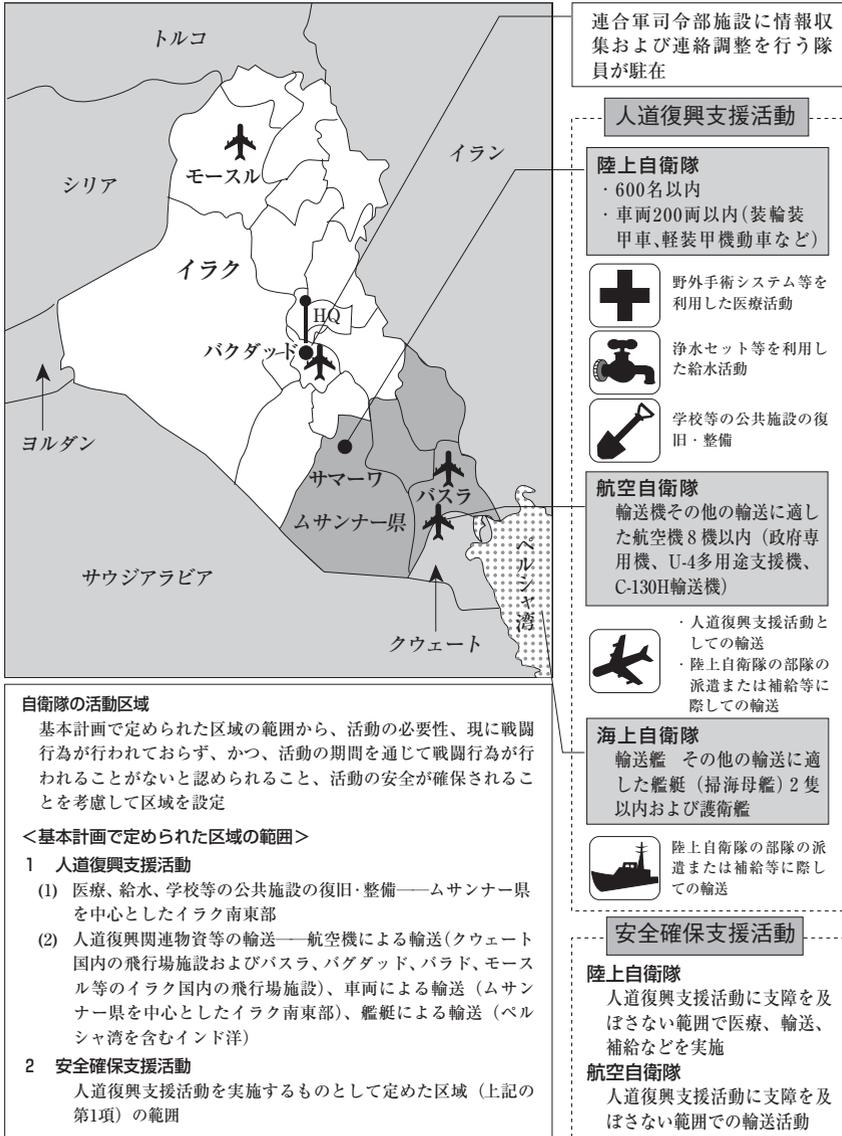
一方、武力攻撃事態等に対処するための法整備に向けた動きも活発になっていった。前述のように周辺事態安全確保法と船舶検査活動法が成立したことで、周辺事態に対する備えができたことを踏まえ、当時の与党3党（自民党、自由党、公明党）は、自衛隊が文民統制の下で、国家、国民の安全を確保するためには有事法制が必要であるという認識で一致した。2000年3月、与党3党の安全保障に関するプロジェクトチームは、有事法制の法制化を目指した検討を開始するよう、政府に要請することで合意した。これを受けて、2001年1月の施政方針演説で森喜朗首相（当時）が検討を開始するとの方針を示し、内閣官房を中心に、関係省庁の連携・協力を得て検討が進められた。2002年2月には、与党（自民党、公明党、保守党）の「国家の緊急事態に関する法整備等協議会」は武力攻撃事態への対処に関する法制整備の概要を了承し、小泉首相は、同月の施政方針演説において、有事に強い国づくりを進めるため、有事への対応に関する法制について、取りまとめを急ぎ、関連法案を国会に提出するとの方針を示した。かくして、同年4月には武力攻撃事態対処関連3法案が国会に提出され、2003年6月の成立へと至るのである。

#### （4）イラク人道復興支援特措法の成立

このように武力攻撃事態対処関連3法の審議が進められる中、2003年3月20日には、米国などによるイラクに対する武力行使が開始された。これに対して、日本政府は、同日、「我が国自身の国益を踏まえ、かつ国際社会の責任ある一員として、我が国の同盟国である米国をはじめとする国々によるこの度のイラクに対する武力行使を支持」と表明した。そして、5月上旬に主要な戦闘行為の終結が宣言されると、焦点はイラクの復興支援に移った。

7月に成立した「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援

図8—1 イラクにおける自衛隊の活動の概要



(注) 自衛隊による対応措置の実施期間は、2003年12月18日以降において、基本計画に定める対応措置の実施を防衛庁長官が命じた日から2004年12月14日までの間と規定されている。

(出所) 「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」および「イラク人道復興支援特措法における実施要項の概要」より作成。

活動の実施に関する特別措置法（イラク人道復興支援特措法）」は、国連安全保障理事会決議第678号、第687号、第1441号などに基づいて行われた米英による攻撃後のイラクの国家再建を通じた平和と安全の確保を目的としている。その後、数次の政府調査団の派遣などを経て、12月9日に「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」（以下、基本計画）が閣議決定され、陸海空自衛隊によるイラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の実施を決定した。さらに12月18日、この基本計画を踏まえてイラクに派遣する各自衛隊の対応措置について実施要項が決定された。

同法に基づく対応措置は大きく2つの活動からなる。第1は人道復興支援活動で、人道的精神に基づき、被害を受けもしくは受ける恐れがあるイラクの住民などを救援しもしくは被害を復旧するため、またはイラクの復興を支援するために実施する措置である。第2は安全確保支援活動で、国連加盟国が行うイラクの国内における安全および安定を回復する活動を支援するために実施する措置である。

もともと圧制により疲弊していたイラクでは、政権の崩壊により、病院の維持管理や、電力、水供給面での困難が一層増大した。12月に発表された基本計画は、自衛隊の部隊等が、医療活動として病院の運営・維持管理についてのイラク人医師等に対する助言・指導や、状況に応じて地域住民等の診療も行うこととした。また、生活用水の不足する地域における給水活動や学校等の公共施設の改修、航空機による人道復興関連物資等の輸送などにも自衛隊が従事する計画となっている。こうした活動と連携して、文民のイラク復興支援職員が発電機、浄水・給水設備の設置を進めることで、当面する課題の解決だけでなく本格的な社会基盤の整備にも、日本がかかわっていくことになるのである。

このイラク復興支援の意義は、イラクの再建を助け、日本を含む国際社会の平和と安全の確保に資することで、国際秩序維持に積極的に寄与することにある。重要なことは、日本のテロに対する姿勢が問われていることで、もし自衛隊の派遣を断念するようなことがあれば、日本は、

結局、リスクを回避する国であり、国際秩序構築への意志に欠けると疑われるおそれがある。国際社会においては、欧州、中南米、アジア、中東地域の40近い国の軍隊などが治安維持や民政協力のためイラクに派遣されている。そして日本も、イラク人道復興支援特措法

12月24日小牧基地での編成完結式にて、イラクに派遣される航空自衛隊員を激励する小泉首相

を成立させ、国際社会の一員として同様に人的な貢献を行うことになる。

基本計画の閣議決定の後に行われた記者会見で、小泉純一郎首相は、イラクの人道復興支援のために、日本も資金的な支援ばかりでなく物的支援、人的支援を行う必要があること、日米同盟と国際協調を両立させることが日本の防衛政策の基本で、口先でない、その行動が試されているときであること、日ごろの訓練により鍛えられ、装備も有する自衛隊の派遣を決定したことを述べ、この活動は憲法前文の理念に沿うものであることを強調した。

基本計画の決定を受けて、石破茂防衛庁長官は、12月19日に「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置の実施に関する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊一般命令」を発した。これにより、3自衛隊の部隊等は、基本計画および実施要項に従い対応措置を実施するとともに、航空自衛隊についてはイラク復興支援派遣輸送航空隊等を編成し、所要の先遣要員を出国させることとなった。2004年1月9日には、陸上自衛隊先遣隊および航空自衛隊本隊が、26日には、陸上自衛隊本隊および海上自衛隊部隊が出国を命ぜられた。1月22日には、航空自衛隊のイラク復興支援派遣輸送航空隊の本隊第1陣が出国している。こうして、自衛隊によるイラク人道復興支援特措法に基づく対応措置が実施に移されたのである。

## (5) 日本と今後の国際安全保障

ほかの多くの国々と同様、日本にとっても、民主主義と市場経済を基調とする国際秩序が維持されることが重要である。そのためにはテロやWMDの拡散という問題に対応することがますます重要になっている。日本は、これまで時々の状況に対応する形で国際的な安全保障環境の安定化に取り組み、自衛隊を海外に派遣するためのさまざまな法整備を行ってきた。2003年秋の国会においては、それぞれの問題に時限立法によって個別に対処するのではなく、いかなる事態にも対処可能な一般法を制定することについても議論された。

さて、以上のように、日本が国際的な役割を果たしていくに当たっては、例えば、次のような事項について考慮する必要があると思われる。第1に集団的自衛権の問題である。日本は集団的自衛権を国際法上有しているが、その行使は憲法9条の下で許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されていない。このため、日本は他国が武力攻撃を受けた場合に、これに対する防衛のために武力を行使することができない。

第2に、武力行使の定義である。自衛隊法第76条にいう「外国からの武力攻撃」の定義は、これまでは「他国のわが国に対する組織的・計画的な武力による攻撃」とされてきた。しかし、これからは非対称戦の形の、テロリストなどの、国以外の集団により攻撃が行われる事態が発生することも考えられる。自衛隊の態勢もこうした事態を想定した形で再検討を進めることが必要となるかもしれない。

第3に、国連についてである。日本においては国連に対する国民の期待は極めて高く、国連による決定の有無が、日本が対外関与を決定する上で重要な基準の一つであった。国連についてさまざまな批判がなされているものの、国連は国際社会の共通の認識を培い、意思形成を図る場として有効である。国連が軽視され、一極主義的な行動がなされるような事態に向かわないよう、今後とも国連の場を重視して協調的に行動す

るよう国際社会に働きかけていく必要がある。

最後に、日本の国益をどのようにとらえるかである。日本は、これまで国際秩序の受益者で、その下で平和を保ち、経済的に大きな発展を成し遂げることができたが、これまで、国際秩序の維持という任務は大国に負うところが大きかった。こうした現実にかんがみて、これからも現在の平和と繁栄を維持するためには、単なる受益者にとどまらず、自らの立場を認識し、日本の国益を踏まえて、リスクを共有し、国際秩序の維持により積極的な役割を果たしていく必要がある。

## 2 WMDおよびミサイルに対する日本の安全保障政策

### (1) 軍備管理・軍縮と拡散防止

米英によるフセイン政権への武力行使の端緒ともなったWMDの拡散問題は、世界的に重要な課題となっている。日本の周辺においても、WMDとその運搬手段である弾道ミサイルが配備されており、大きな懸念材料となっている。

日本の安全保障政策は、次の3本の柱から構成されている。第1は、適切な防衛力の整備である。第2は、日米安全保障体制の堅持・強化である。第3は、日本周辺の国際環境を安定的にする施策である。そして、この第3の柱である日本周辺における国際環境の安定化努力の中で、信頼醸成の推進やPKOへの参画などと並んで重要な施策が、軍備管理・軍縮と拡散防止にかかわるものである。

安全保障環境を大きく左右する兵器システムの代表的なものは、WMDとその運搬手段となるミサイルであるが、これらの兵器のうち、開発・保有・配備が違法化されていない核兵器や弾道ミサイルに対する日本の軍備管理・軍縮上の施策には一定の制約がある。そもそも、核兵器などのWMDはもちろんのこと、弾道ミサイルなどの運搬手段を保有していない国が、周辺諸国の核兵器や弾道ミサイルに焦点を合わせて2

国間の軍備管理・軍縮措置を進めることは困難である。一般的に、潜在敵国を軍備管理・軍縮交渉のテーブルに着かせるためには、その国が配備する兵器システムに匹敵するハードウェアを開発・配備して、他方が受けている脅威に相当する脅威をその国に与えることが重要である。しかし、日本はこの選択肢を放棄している。従って、核兵器などWMDとミサイルに対する日本の施策は、グローバルなレベルでの軍備管理・軍縮および拡散防止措置の構築、さらにはそうしたレジームの強化などに焦点を合わせざるを得ない。

こうした特質を反映し、日本は、表8-1に示すように、グローバルなレベルでのWMDの軍備管理・軍縮、拡散防止レジームに積極的に参加すると同時に、指導的な立場にある。とりわけ核兵器の軍縮・拡散防止問題については、重要な役割を果たしている。例えば、国際原子力機

## 解説

### 東アジアとWMD問題

東アジアにおけるWMDの拡散状況に関し、まず核兵器についてみると、NPTで当面核保有が容認されている中国、ロシアのほか、2003年1月にNPTからの脱退を宣言した北朝鮮が核兵器開発を進めている。北朝鮮は、プルトニウムを利用した核爆発装置を数発保有していると想定されるが、これらを兵器化しているか否かについては明らかではない。化学兵器に関しては、2003年11月9日現在、157カ国が廃絶を規定する化学兵器禁止条約(CWC)に加盟している。表8-1で示されるように、東アジアでは北朝鮮のみがCWCの非締約国であり、カンボジアとミャンマーは署名したが批准を終えていない。韓国とロシアは、CWCにのっとり化学兵器の廃棄を進めている。他方、北朝鮮は化学兵器を開発・保有しており、廃棄する姿勢を見せていない。化学兵器と同様に、生物兵器についてもその廃絶を目標とする生物兵器禁止条約(BWC)が成立しており、2003年11月7日現在、151カ国が締約国となっている。東アジアでは中国、ロシア、北朝鮮が生物兵器の保有を疑われているが、いずれもBWCの締約国である。このように日本に隣接する中国、ロシア、北朝鮮ともに、それぞれ核兵器、化学兵器、生物兵器の一部あるいはすべてを保有している可能性があることに注意しなければならない。

第8章 日本——有事関連法制、イラク復興支援、大量破壊兵器への対処

表8—1 WMDに関する各種条約・輸出規制とアジア諸国・地域の加盟状況

|           | NPT   | AP    | CTBT | CWC | BWC | ZC | NSG | AG | MTCR | HCOC |
|-----------|-------|-------|------|-----|-----|----|-----|----|------|------|
| バングラデシュ   | ○     | ○     | ○    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| ブルネイ      | ○     |       | △    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| カンボジア     | ○     |       | ○    | △   | ○   |    |     |    |      |      |
| 中国 ※ §    | ○     | ○     | △    | ○   | ○   | ○  |     |    |      |      |
| インド ※ §   |       |       |      | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| インドネシア    | ○     | ○     | △    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| 日本        | ○     | ○     | ○    | ○   | ○   | ○  | ○   | ○  | ○    | ○    |
| 韓国 §      | ○     | △     | ○    | ○   | ○   | ○  | ○   | ○  | ○    | ○    |
| 北朝鮮 § *   | ○(注1) |       |      |     | ○   |    |     |    |      |      |
| ラオス       | ○     |       | ○    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| マレーシア     | ○     |       | △    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| モンゴル      | ○     | ○     | ○    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| ミャンマー     | ○     |       | △    | △   | △   |    |     |    |      |      |
| ネパール      | ○     |       | △    | ○   | △   |    |     |    |      |      |
| パキスタン ※ § |       |       |      | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| フィリピン     | ○     | △     | ○    | ○   | ○   |    |     |    |      | ○    |
| シンガポール    | ○     |       | ○    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| スリランカ     | ○     |       | △    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| タイ        | ○     |       | △    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| ベトナム §    | ○     |       | △    | ○   | ○   |    |     |    |      |      |
| ロシア ※ §   | ○     | △     | ○    | ○   | ○   | ○  | ○   |    | ○    | ○    |
| 米国 ※ §    | ○     | △     | △    | ○   | ○   | ○  | ○   | ○  | ○    | ○    |
| 台湾 §      | ○     | ◇(注2) |      |     | ○   |    |     |    |      |      |

○：締約国・参加国 △：署名・未批准 ※：核兵器保有国 §：弾道ミサイル保有国 \*：核兵器開発疑惑国

NPT：核兵器不拡散条約 AP：IAEA追加議定書 CTBT：包括的核実験禁止条約 CWC：化学兵器禁止条約

BWC：生物兵器禁止条約 ZC：ザンガー委員会 NSG：原子力供給国グループ AG：オーストラリア・グループ

MTCR：ミサイル技術管理レジーム HCOC：弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範

(注1) 北朝鮮は、2003年1月10日、NPTからの脱退を宣言。

(注2) 台湾はIAEAと保障措置協定を締結していないが、追加議定書を台湾に適用することに同意。

(注3) NPT、CTBT、CWC、BWC、MTCRは2003年12月18日現在、APは11月11日現在、ZC、NSGは9月10日現在、AGは9月現在、HCOCは2002年11月25日現在の加盟状況を表す。

(出所) 国連軍縮局、IAEA、MTCR、HCOC各ホームページ、米國務省資料などより作成。

関（IAEA）と核兵器不拡散条約（NPT）締約国との間で結ばれる保障措置協定はNPT体制を支える重要な柱であるが、その保障措置の強化策である追加議定書の普遍化を図るために、日本は2002年12月に東京で開催された国際会議をはじめとして、アジア・太平洋地域、中央アジア、南アメリカなどで追加議定書に関するセミナーをIAEAと共催している。また包括的核実験禁止条約（CTBT）に関しては、核軍縮と核拡散防止をともに担保する有効な条約と認識し、発効促進会議の議長国も務め、「CTBTフレンズ」外相会議を主催するなど、早期発効のための外交努力を重ねている。

さらに日本は、94年以降、NPT体制の信頼性や安定性を維持するためには、米露英仏中のNPT上の核保有国（以下、核兵器国）の核軍縮努力が不可欠であるとの認識の下、核兵器の廃絶を目的とした現実的かつ漸進的な施策を決議案の形で国連総会に提出している。例えば、1994～99年の間、毎年、国連総会第1委員会に「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」案を提出してきた。そして2000年以降は、同年のNPT運用検討会議で核廃絶の「明確な約束」が合意されたことを受けて、新たに「核兵器の全面的廃絶への道程決議」案を提出している。2003年10月にもこうした決議案を国連総会第1委員会に提出し、CTBTの早期発効と核爆発実験モラトリアムの継続、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）締結交渉の早期開始・5年以内の交渉妥結、2000年のNPT運用検討会議で合意された核廃絶を達成することへの核兵器国の「明確な約束」の確認、テロリストによる核兵器や関連資機材の入手を防止することの重要性、核兵器による惨禍を回避する努力、さらにはNPTの順守の重要性などを訴えた。なお、2003年の決議案は、第1委員会で賛成146、反対2、棄権16カ国、12月の総会本会議では賛成164、反対2、棄権14カ国の圧倒的多数で採択されている。決議案に反対した2カ国は米国とインドであり、その理由は米国がCTBTの早期発効に、インドはNPTそのものに、それぞれ賛同できないというものである。また、棄権票を投じた国・地域の中には、中国、北朝鮮などが含まれていた。

一部には、日本が米国によって提供される「核の傘」の下にあることを理由に、核軍縮を唱道することに疑問を呈するむきもあるが、核軍縮と核の傘は両立しないわけではない。抗堪化目標即時破壊能力を中心とするカウンターフォース能力の面で、日本に核の傘を提供している米国の戦略核戦力と中露などの核兵器国の戦略核戦力を比較した際、米国のカウンターフォース能力の優越性を維持できる見通しが立つ限り、戦略核の削減を追求しても米国が提供する核の傘に対する信憑性・信頼性を脅かすことにはならない。

米露などの核兵器国が核兵器の削減を推進することは、核拡散防止体制の信頼性や安定性を確保する観点からも不可欠である。非核兵器国が核開発・保有に走る動機は安全保障上の懸念、地域覇権、外交手段の獲得などさまざまであり、米露などの核兵器国が核軍縮を進めても、そのこと自体が必ずしも核拡散防止に直結するわけではない。しかしながら、非核兵器国がNPTに加盟し、核開発・保有の禁止義務を受け入れているのは、米国など5核兵器国が核軍縮を進めることを前提にしていることも事実である。従って、米国をはじめとする核兵器国が核兵器の意義を過度に強調したり、核軍縮努力を怠れば、NPTの信頼性や安定性を脅かすことになるのである。

ちなみに米国では、開発・配備の決定にまでは至っていないものの、94会計年度国防権限法で研究・開発が禁じられていた5kt未満の小型核兵器の研究を進めるようになった。その理由としては、「ならず者国家」などを念頭においた抑止力強化のためと説明されている。確かに、爆発威力の小さな核兵器は使用しやすい印象を与えるため、その抑止効果はほかの核兵器より大きいかもしれない。反面、米国のように他国を圧倒するハイテク通常戦力を誇る国でさえ、ならず者国家に対処するために小型核兵器が必要であるとするならば、米国以外の国にとっての必要性はさらに大きいことになる。小型核兵器に対する今後の米国の姿勢次第では、核兵器の拡散をもたらす新たな要因となる可能性もある。

核軍縮・核拡散防止を促進するためには、化学・生物兵器の廃絶と、

対立国間あるいは地域ごとの通常戦力バランスの維持を図らなくてはならない。国家が核兵器を開発・保有しようとする目的には、ほかの核保有国の核兵器を抑止するためばかりでなく、化学・生物兵器の大規模な使用を抑止したり、圧倒的な優位にある相手方の通常戦力を抑止することにもある。従って、化学・生物兵器の廃絶を定めた化学兵器禁止条約（CWC）や生物兵器禁止条約（BWC）の普遍化を図ることは、核拡散防止や、核軍縮を促す効果も有しているのである。同様に、対立国間や地域ごとの通常戦力バランスの維持や信頼醸成措置（CBM）を講じることも、核開発の動機を弱めることから、核拡散防止に資することになる。このように、化学・生物兵器の廃絶を徹底すると同時に、通常戦力バランスを図ることができれば、核兵器の軍事的役割を、他国による核使用の抑止に限定できることになる。核兵器の存在意義がほかの核保有国の核使用を抑止するのみであれば、その論理的帰結として、核保有国が一律に核兵器を削減、そして全廃しても失うものがないということになり、大幅な核軍縮、そして核廃絶への弾みとなる可能性を秘めているのである。

日本がWMDの軍縮・拡散防止を進めるに当たって、核兵器に焦点を当てて施策を講じていることは、核兵器が未曾有の破壊力や殺傷力を持つために、安全保障上の優先度が高いことから当然のことであろう。しかしながら、上で述べたように、核兵器の軍縮・拡散防止を徹底させるためには、化学・生物兵器や通常戦力に対しても核兵器に匹敵する政策的配慮が必要なのである。

2001年9月11日に起きた米国同時多発テロ事件以来、テロリストがWMDを手にかざることによってもたらされる脅威への対処が緊急の課題となっている。テロリストがWMDやその資機材を入手するのを防止する施策は、各国の国内法の整備と執行の徹底のほか、原子力供給国グループ、オーストラリア・グループなどの国際的な輸出規制措置を強化して核・化学・生物兵器やその資機材の移転を監視・規制することを挙げることができる。しかしながら、表8—1で示したように、WMDの資

機材を生産できる東アジア諸国の一部は、こうした国際的な輸出規制の取り決めに参加していない。その理由の1つとして、実効性のある輸出規制措置の国内法制化の不備や輸出規制を実施する人材が欠如している事実を挙げることができる。日本は、こうした問題に対処するために、2003年10月までに11回を数えるアジア輸出管理セミナーを実施してきた。また、同年10月には、第1回アジア輸出管理政策対話を、11月にはWMDの不拡散に的を絞ったアジア不拡散協議（ASTOP）を開催している。ASTOPには、日本、米国、韓国、オーストラリアのほか、東南アジア諸国連合（ASEAN）から10カ国が参加した。こうした活動を重ねることにより、東アジア諸国の輸出管理が充実していけば、テロリストがWMDを手にする危険も減少することになる。

WMDの運搬手段であるミサイルに関しては、87年に日米など7カ国がミサイル技術管理レジーム（MTCR）を発足させて、ミサイルと関連資機材の輸出規制を実施している。MTCRには2003年12月現在33カ国が参加しており、弾道ミサイルの拡散防止にある程度役立っているが、その機能は弾道ミサイルや巡航ミサイルの製造に必要な資機材や技術の移転を防止するにすぎず、ミサイルの保有・配備を目指す国家が独自に技術研究を重ねて開発を進めることまで抑制することはできない。さらには、ミサイルを生産し、輸出できる国家の一部がMTCRに参加していないという問題も抱えている。

こうした課題に応えるためにMTCR参加国は、弾道ミサイルの増強や拡散を抑制する新たな国際的枠組みを作り、MTCR非参加国もこれに加入することを求めることにした。こうして99年10月に開催されたノルドヴァイク（オランダ）MTCR総会以降、弾道ミサイルに関する国際行動規範の起草に着手し、その後MTCR非参加国も交えて起草作業を重ねた。その結果、2002年11月末、オランダのハーグで日米など33カ国のMTCR参加国に加え、60カ国のMTCR非参加国の賛同を得て「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）」を採択した。HCOCは、MTCRと同様、法的拘束力を持たない政治的合意であるが、①弾道

ミサイルの拡散防止、②弾道ミサイルの開発・実験・配備の自制、③WMDの開発が疑われている国家の弾道ミサイル計画への支援の禁止、④宇宙ロケット開発計画の名の下に弾道ミサイル開発を隠蔽してはならないとの原則、⑤弾道ミサイルにかかわる政策の透明化措置や飛翔<sup>ひしょう</sup>実験の事前通告制度などのCBMを規定している。

HCOCは、弾道ミサイルの増強や拡散が安全保障上望ましいものではないとの一般的合意から出発しているものの、弾道ミサイルそのものを非合法化することを目的としているわけではない。単に、弾道ミサイルにかかわる一定の活動、すなわち弾道ミサイル開発計画の秘密主義、無制限な弾道ミサイルの開発・実験・配備、それに他国の弾道ミサイル計画に対する無原則的支援などに規制を加えようとしているにすぎない。換言すれば、既存の弾道ミサイル戦力バランスを所与のものとした上で、弾道ミサイルにかかわる行動に一定の規制を加えることによって軍事的安定を確保しようとしているのである。このように、HCOCから期待できる弾道ミサイルの増強抑制効果や拡散防止効果は大きくない。しかしながら、HCOCという国際的枠組みを維持することにより、中国や北朝鮮などこの行動規範に参加しない東アジアの弾道ミサイル保有国・地域に対し、HCOCの規定する国際的な行動規範を背景とした圧力をかけることが可能となるのである。

将来的には、弾道ミサイルの増強抑制や拡散防止の観点でHCOCの役割が限定的であることから、HCOCをいかに強化していくかが重要になる。具体的な強化手段としては、第1に、弾道ミサイルの事前発射通告制度に加え、年間の発射回数など、実験に制限を課する規定を盛り込むよう努力すべきであろう。こうした規定は、弾道ミサイルを保有しない国家のHCOC参加を促すためにも必要である。第2に、HCOCの目的・意義が弾道ミサイル増強・拡散防止にあることから、透明性向上策などのCBMのほか、弾道ミサイルの先制不使用や、弾道ミサイルに対する弾道ミサイル非保有国の安全を保障する施策を検討することが望まれる。

日本は、WMDおよびその運搬手段である弾道ミサイルの規制や拡散

## 解説

## 日本周辺におけるミサイルの拡散状況

東アジアにおいて弾道ミサイルを配備、あるいは保有している中国、韓国、ロシア、北朝鮮、台湾、ベトナムの6カ国・地域のうち、日本を射程に収める弾道ミサイルを配備しているのは中国、ロシア、北朝鮮である。

北朝鮮は、スカッドB、スカッドC、ノドンの3種類の弾道ミサイルを配備しているが、より射程の長いテポドンⅠ、Ⅱの開発も進めている。スカッドBとスカッドCの射程はそれぞれ約320km、500kmだが、ノドンは約1,300kmの射程を有し、日本のほぼ全域を攻撃できる。配備量については100基前後と見るむきもあるが、正確な数量は不明である。北朝鮮は核兵器を開発しているものの、弾道ミサイルに搭載できる核弾頭を保有している可能性は低い。ただしイラクの事例から推測されるように、化学兵器を弾頭化して弾道ミサイルに搭載している可能性は十分にある。なお北朝鮮が保有する巡航ミサイルは通常弾頭を搭載した対艦ミサイルであるが、化学・生物兵器弾頭を搭載した対地攻撃型巡航ミサイルの開発に着手することも考えられる。

中国については推測の域を出ないが、現在配備している弾道ミサイルのうち、日本に届くミサイルは、主としてDF-21A (CSS-5Mod2)、DF-3A (CSS-2)、DF-4 (CSS-3) 地上発射弾道ミサイル、それにJL-1 (CSS-N-3) 潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) であろう。射程約1,800kmのDF-21A弾道ミサイルは1985～86年ごろから配備され始めた移動式の弾道ミサイルであり、固体燃料を用いる。DF-21Aは50基前後配備されており、200～300ktの核弾頭1発を搭載している。射程約2,800kmのDF-3Aは71年から配備され始めた旧式の弾道ミサイルであり、徐々に退役している。12基前後配備されているDF-4は、約5,500kmの射程を有するが、DF-3Aと同様に旧式のため、その後継として最大約8,000kmの射程を持つDF-31 (CSS-X-10) の開発が進められている。DF-31はDF-4と異なり、固体燃料を用いる移動式弾道ミサイルであり、2004年ないし2005年から配備されると推定されている。

中国は現在、12基のJL-1単弾頭SLBM (射程2,150～2,500km) を搭載する夏級弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN) を1隻保有しているが、その後継として「094」型と仮称される新たなSSBN建造計画を有している。なおSLBMについては、DF-31を基礎とした射程約11,800kmのJL-II (CSS-NX-4) を開発している。また中国はシルクワーム型の各種対艦巡航ミサイル、それにHN-1対地攻撃型巡航ミサイルを配備しており、後者については長射程化を図っている。今日の中国の巡航ミサイルは通常弾頭を搭載しているが、将来、核弾頭を搭載した対地攻撃型巡航ミサイルが配備されることも考えられる。

ロシアについてみると、SS-20を含む射程500～5,500kmの地上発射弾道・巡航ミサイルは、中距離核戦力 (INF) 条約に従い、91年までにすべて廃棄されている。射程500km未満の地上発射短距離弾道ミサイルに関しては、ミサイル本体の処置は不明であるものの、短距離弾道ミサイル用の核弾頭の生産は92年に中止され、この方針は2002年4月にも再確認されている。

陸上発射ミサイルとは対照的に、海洋をベースとするミサイル戦力については、SLBMや一部の巡航ミサイルなど、日本に脅威をもたらすことのできる核兵器搭載ミサイルを配備している。稼働可能なSSBNの隻数は大幅に減少しているが、2003年1月現在、ロシア海軍全体で1,072発のSLBM核弾頭を配備している。またロシア海軍は、約240基の核搭載巡航ミサイルを配備しているが、その中には射程約3,000kmの対地攻撃用巡航ミサイルSS-N-21にも含まれている。そのほか、バックファイア中距離爆撃機 (Tu-22M) や戦略爆撃機の巡航ミサイルにも核が搭載されている。

防止に向けて、さまざまな軍縮・拡散防止措置を講じている。しかし、これらの施策をもってしても、強力な打撃力、戦闘作戦行動の多様化、抑止力の確保など、WMD搭載弾道ミサイルを配備することによって得られる軍事的利点が見いだされる限り、これらの兵器の開発・配備は続く。さまざまな軍縮・拡散防止措置にもかかわらず、配備され、増強されることによってもたらされる脅威に対しては、日米安全保障体制に基づく報復的抑止を維持するとともに、ミサイルを直接迎撃するミサイル防衛網の配備などを検討しなければならない。

## (2) 報復的抑止力

憲法上、日本が保有できる防衛力は、自衛のために必要最小限度のものとされている。その具体的な限度については、国際情勢や軍事技術などの諸条件によって変わり得る相対的な面を有するが、性能上もっぱら他国の国土を壊滅的に破壊するためにのみ使用される兵器は、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるため、保有することは許されない。この結果、日本は自前で報復能力に基づく抑止力を築き上げる道を事実上放棄しているが、これは同盟関係にある米国の攻撃能力によって補完されてきた。「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」において、「核兵器の脅威」に対しては「米国の核抑止力」に依存するとしている。大綱では化学・生物兵器については言及されていないが、それらについても核兵器に類するものとして位置付けられていると考えられる。このように、WMDやそれを搭載するミサイルの脅威に対しては、一義的には米国の報復的抑止力によって対処してきており、今後も米国の抑止力に依存していくことについては、日本国内では大きな異論はない。

しかしながら、報復的抑止は万能ではない。報復能力に基づく抑止戦略の大きな課題は、抑止に挑戦してくる国家の戦略文化や軍事力に対する考え方が抑止する側と異なるため、信頼できる抑止力を見極めることが難しいことにある。そして、こうした課題の困難さは、抑止の対象となる挑戦国が増えるにつれ増大していく。また抑止しようとする紛争の

形態・規模に応じて抑止戦略も変化する。例えば、同盟国に抑止力を提供する拡大抑止や通常戦争の抑止などにおいては、抑止力を発動する国家の決意の強弱や使用する兵器の種類などさまざまな考慮要因が介在してくるため、核保有国間の相互核抑止に比べ、複雑かつ多様となる。さらに挑戦者側が短時間に既成事実を作り上げてしまう戦略を取った場合など、挑戦者の軍事行動の態様次第では、抑止する側がいかなる報復手段を備えていても、報復的抑止が機能し難いケースも想定できるのである。

抑止戦略の難しさは、冷戦の終結により地域紛争の戦略的意味が変化したことよってさらに増している。冷戦時代の地域紛争、とりわけ米ソの同盟国を巻き込んだ地域紛争は、米ソ間の武力紛争にエスカレートする危険をはらんでいた。従って米国にとって、こうした地域紛争の勃発<sup>ぼつぱつ</sup>を抑止することは、米ソ間の直接的な武力衝突を抑止することに匹敵する重要性を有しており、地域紛争を抑え込もうとする米国の決意とそこから派生する米国の抑止力は説得力を有していた。ところが、冷戦後の地域紛争は米露の対決にエスカレートする危険がほとんどなくなったため、地域紛争を起こす国家にとっては国家の存亡を賭けた地域紛争であっても、当該地域紛争にからむ米国の利害は相対的に低下している。このため、その地域紛争に介入することによって受けると予想される米国の被害の程度によっては、米国の介入を阻止できると考える国家が現れることも予想されるようになった。とりわけ、米国本土や海外駐留米軍を射程に収めるとともに、WMDを搭載可能で、しかも非脆弱<sup>びいじやく</sup>な弾道ミサイルを保有する国家がこのような判断を下す恐れが生じてきたのである。

さらに報復抑止の難しさは、報復手段が限定される趨勢<sup>すうせい</sup>にあることによっても増幅されている。説得力のある抑止力を構築する際の重要な基準は、相手が使用する兵器に対応する兵器システムを備えると同時に、相手の攻撃形態に見合った反撃能力を備えることにある。ところが米国の報復手段は、現在、核兵器と通常戦力のみである。核兵器に関しては、

核攻撃を抑止することについては十分信頼を置くことができるが、ほかの兵器に比べてけた違いの破壊力を有しているため、核兵器以外の手段を用いる侵略に対しては不釣り合いな報復になりがちであり、核報復を決断することは容易ではない。このため、通常兵器攻撃や小規模な化学・生物兵器攻撃に対する核兵器の抑止効果については疑問が残る。このことは、朝鮮戦争、ベトナム戦争、79年の中越紛争、さらには82年のフォークランド紛争など、核保有国に対し非核保有国が攻撃を仕掛けた歴史的事実からもうかがえる。また通常戦力については、報復威嚇の信憑性の観点では核兵器に勝るものの、通常戦力がもたらす損害は過小評価されやすく、強力な抑止力を備えることは難しい。とりわけ「戦時下の抑止力 (intra-war deterrence)」、すなわち戦闘行為のエスカレーションを阻止する能力に疑問が残る。例えば、いったん通常兵器を用いた後に、相手側が化学・生物兵器の使用に踏み切るのを同じ通常兵器で抑止することは容易ではない。

このように、日本に対して強力な抑止力を供与しようとする米国の意図とは別に、報復攻撃に基づく抑止には幾つかの課題がある。そのため、抑止戦略を補完するためにミサイル防衛などの防御手段を探求することは、安全保障上、重要な意義を有している。

### (3) ミサイル防衛

93年5月の北朝鮮による弾道ミサイル（ノドンの可能性が高い）発射実験後、日米間で日本全域をカバーするミサイル防衛に関する共同研究の機運が盛り上がった。そして同年12月以降、日本は、開発・配備にかかわる政策判断に必要な資料を得るために、米国の知見を得て上層防衛能力を有するミサイル防衛の技術的な実現可能性を見極める予備的な調査研究を進めてきた。その後の98年8月、北朝鮮が日本列島を横切る形で弾道ミサイルを発射したことを契機に、同年9月、日米両国政府は、ミサイル防衛構想の重要性を強調し「共同技術研究を実施する方向で作業を進めていく」ことで合意し、そして翌99年8月から海上配備型上層

システム（NTWD）の迎撃ミサイルを対象に、日本は米国と共同技術研究を開始した。なおNTWDは、今日「海上配備型ミッドコース防衛システム（SMD）」と呼ばれている。

米国に対する、ならず者国家からの弾道ミサイルの脅威はいまだに現実のものとはなっていないが、日本など一部の米国の同盟国は、北朝鮮によるミサイル試射に示されるように、ならず者国家の弾道ミサイルの脅威に直面し

米実験場で発射される地对空ミサイル・ペトリオットPAC-3（Missile Defense Agency）

ている。こうした脅威への対策が急がれる中、日本政府は2004年度予算案における防衛関係費に、SMDの一環としてイージス・システム搭載護衛艦に装備する迎撃ミサイルであるスタンダード・ミサイル3（SM-3）、さらには弾道ミサイル（弾頭）が大気圏に再突入して着弾するまでのターミナル段階で迎撃する地对空誘導弾ペトリオットPAC-3の導入経費を計上した。なお、政府として導入を決定したSM-3は米国が独自に開発した迎撃ミサイルであり、日米が進めている共同技術研究はその先のさらに高い能力を目指したシステムのための研究として引き続き実施される。

日本がミサイル防衛を配備するメリットは次のとおりである。第1に、すでに指摘したように、WMDを搭載すると同時に、移動式など非脆弱な弾道ミサイルを配備しているならず者国家が、拡大抑止をめぐる米国の意思を誤解することも想定されるようになってきている。ミサイル防衛はこうした危険を取り除く手段として位置付けることができる。第2に、WMDを搭載した弾道ミサイルやWMDの搭載を偽装した弾道ミサイルが政治的威嚇の道具として使用される危険を防止できる。第3に、日本を防御するミサイル防衛は在日米軍も弾道ミサイル攻撃から防御することになり、在日米軍に日本防衛の視点から柔軟な戦闘作戦行動をとる余地

を保障することになる。第4に、事故や偶発的に発射された弾道ミサイルに対処できる。第5に、命中精度が改善され、軍事的意義を高めることが予想される通常弾頭搭載弾道ミサイルに対する防御手段となる。また抑止が崩壊し、通常戦争が勃発した後で、崩壊した抑止力を同じ通常戦力で再構築する「戦時下の抑止」が容易でないことはすでに述べたが、そうであれば通常弾頭搭載の弾道ミサイル攻撃を抑止することも難しくなる。ミサイル防衛を配備すれば、こうした弾道ミサイルの脅威にも対処できるようになる。

ミサイル防衛に関する日本国内の議論は、弾道ミサイル防衛（BMD）に集中しているが、巡航ミサイル防衛（CMD）の重要性も忘れてはならない。巡航ミサイルは弾道ミサイルに比べて安価な上に、命中精度の向上や射程の延長が容易である。また同じく弾道ミサイルに比べて化学・生物兵器の運搬に適している。北朝鮮などが保有する巡航ミサイルは、中国のシルクワーム巡航ミサイルHY-2を原型とする対艦ミサイルであるが、射程を延長するとともに命中精度を改善して対地攻撃用として改良されれば、日本の安全に脅威をもたらすことも想定される。例えば、朝鮮半島で武力衝突が生じた際、北朝鮮が、日本による米軍支援を阻止するために、海上や地上発射の化学・生物兵器搭載巡航ミサイルを用いて対日恫喝<sup>どくかつ</sup>を企てることも考えられる。

米国が開発しているPAC-3は、巡航ミサイルに対しても一定程度の迎撃能力を有するとされているが、巡航ミサイルは弾道ミサイルと異なり、低空を飛行するため、常にレーダーで捕捉できるとは限らない。また、発射の兆候をつかみにくく、発射地点も定まっていない。従って、PAC-3を導入するほか、別途、探知能力の向上などを図っていくことが必要であろう。巡航ミサイルを迎撃するためには、巡航ミサイルの飛翔航路に沿って縦深的に迎撃することが効果的といわれている。そのためには、戦闘機や地上基地から個別的に迎撃ミサイルを運用するのではなく、早期警戒管制機（AWACS）など早期警戒能力を有する航空機に一元的な戦闘指揮能力を付与し、空中、地上ならびに海上発射ミサイルを

連係して運用する戦闘管理システムを作り上げることが肝要であろう。

ミサイル防衛は純粋に防衛的な兵器システムであり、専守防衛を旨とする日本の防衛政策に反することはない。日本がミサイル防衛を配備すれば、日本周辺の弾道ミサイル保有国の軍拡を招きかねないとして、ミサイル防衛の研究・開発・配備に異を唱えるむきも日本国内の一部にあるが、このような意見は、日本が一方的にミサイルの脅威に晒され続けることを容認することになる。ミサイルの脅威に対しては米国の拡大抑止に依拠できるとの反論も予想されるが、先に指摘したように、報復的抑止は常に万全というわけにはいかないのである。また、日本のミサイル防衛は、軍拡をもたらす元凶ではない。日本のミサイル防衛は、周辺国・地域の弾道ミサイルの増強に対抗する受動的な兵器システムであり、軍拡の元凶はこうした弾道ミサイルの配備・増強にあると言わざるを得ない。

さらに言えば、ミサイル防衛は、実際に発射されたミサイルに対処できる唯一の積極防衛手段である。また、ミサイル防衛は、ミサイル攻撃の成否に影響を及ぼすものであることから、一般的には拒否的抑止力の向上に資する兵器システムであることを忘れてはならない。

#### (4) ミサイル発射基地などに対する攻撃

わが国は、日本国憲法の下、専守防衛を基本の方針としている。自衛権の発動としての武力の行使に当たっては、①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するためにほかに適当な手段がないこと、それに③必要最小限度の実力行使にとどめること、の3要件を満たすこととされている。

WMDを搭載する弾道ミサイルに対処するに当たっては、第1の要件とされている「急迫不正の侵害」の存否、すなわち、いかなる状況になれば日本に対する弾道ミサイル攻撃が発生したと認定すべきかが大きな課題となる。WMDを搭載したミサイルの弾頭が日本に着弾したか否かが判断基準となり得ないことは、核兵器など未曾有の殺傷力と破壊力を

持つWMDの特性を考慮すれば、当然のことである。実際、『平成15年版日本の防衛』（防衛白書）は、自衛権の行使が「武力攻撃による現実の侵害の結果の発生を待たなければならないというものではない」と述べている。

こうして見れば、日本に対する弾道ミサイル攻撃が発生したと認定するのは、弾頭が着弾する前であることは明らかであるが、いかなる状況、時点で自衛権の発動を決断するかについては、その時の軍事的、政治的要素を勘案しなければならず、一律に判断基準を設けることのできる性格のものではない。また、そうした判断基準を明示することは、相手側を利する面もあることに注意しなければならない。『平成15年版日本の防衛』も、わが国に対するミサイル攻撃が発生した場合とは、日本に急迫不正の侵害をなそうとする国がミサイル攻撃に着手した場合としながら、「現実の事態において、どの時点で相手が武力攻撃に着手したかについては、その時の国際情勢、相手国の明示された意図、攻撃の手段、態様など様々な事情を勘案して判断する必要があるので、一概に言えず、個別具体的に判断すべきものである。」と述べている。

上で述べたように、その判断は容易ではないものの、わが国は、WMDを搭載した弾道ミサイルによる急迫不正の侵害を受けた場合、つまり相手国が弾道ミサイルによる武力攻撃に着手した時には、わが国において現実に被害が発生していなくても、ほかにこの脅威を排除する手段を有していない場合、法理上、武力を行使して相手国領域内のミサイル基地を破壊するなど、ミサイル攻撃の脅威を除去することができる。

こうした武力行使はミサイル防衛を補完する役割を果たす。弾道ミサイルについても、他の脅威と同様に、重層的な対抗手段を講じておくことが望ましい。しかも日本にミサイル攻撃を加えようとする国は、日本のミサイル防衛能力を凌駕するミサイル攻撃を仕掛けてくる可能性がある。このような脅威に対して、わが国はこれまで、同盟国である米国との了解の下、敵対国のミサイル基地に対する攻撃も含め、攻勢的作戦を米軍に依存してきた。米軍が日本にミサイル攻撃を加えようとする国の

ミサイル基地に対する攻撃能力を常に維持する限り、そうした攻撃能力は日本のミサイル防衛を補完する役割を果たすこととなる。このように、相手のミサイル基地を攻撃する能力を備え、相手側が日本に対するミサイル攻撃に着手した時点で、飛来するミサイルに対する迎撃作戦とミサイル基地に対する武力行使を同時並行的に行う態勢が有用と考えられるのである。

最近では、国会においてミサイル基地に対する攻撃能力をめぐる議論も行われている。わが国において、日米共同防衛態勢の実効性や信頼性を高める努力を続けるとともに、そうした能力の意義と限界について政治レベルで幅広い議論が行われることは意義があるといえよう。